

令和7年9月24・25日開催
予算決算委員会資料
総務財政部税務課

令和6年度市税等の決算状況

令和7年9月

総務財政部税務課

目 次

1. 市税 P 1

2. 私債権 P18

3. 滞納債権の収入状況 P20

1. 市 税

◆市税の決算

(単位：円・%・件)

		①	②	③	① - ② - ③	②/①×100	
税目	予算現額	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
市民税	3,205,700,000	3,367,025,950	(4,412,153) 3,262,686,553	26,866,660	77,472,737	96.77	2,067
個人	2,589,700,000	2,722,533,417	(3,369,753) 2,619,256,953	26,866,660	76,409,804	96.08	2,035
現年	2,567,100,000	2,614,971,569	(3,331,231) 2,586,167,326	0	28,804,243	98.77	826
滞納	22,600,000	107,561,848	(38,522) 33,089,627	26,866,660	47,605,561	30.73	1,209
法人	616,000,000	644,492,533	(1,042,400) 643,429,600	0	1,062,933	99.67	32
現年	615,900,000	642,021,200	(1,042,400) 642,884,500	0	△ 863,300	99.97	4
滞納	100,000	2,471,333	545,100	0	1,926,233	22.06	28
固定資産税	5,495,900,000	5,621,520,965	(426,730) 5,518,309,063	4,886,256	98,325,646	98.16	1,259
純固定資産税	5,495,200,000	5,620,745,865	(426,730) 5,517,533,963	4,886,256	98,325,646	98.16	1,259
現年	5,468,600,000	5,515,471,000	(403,711) 5,492,361,206	0	23,109,794	99.57	518
滞納	26,600,000	105,274,865	(23,019) 25,172,757	4,886,256	75,215,852	23.89	741
交付金 現年	700,000	775,100	775,100	0	0	100.00	0
軽自動車税	199,000,000	217,034,760	(24,000) 200,375,265	1,960,010	14,699,485	92.31	2,035
環境性能割 現年	10,700,000	14,588,800	14,588,800	0	0	100.00	0
種別割	188,300,000	202,445,960	(24,000) 185,786,465	1,960,010	14,699,485	91.76	2,035
現年	184,300,000	186,980,800	(13,200) 182,582,700	0	4,398,100	97.64	599
滞納	4,000,000	15,465,160	(10,800) 3,203,765	1,960,010	10,301,385	20.65	1,436
たばこ税 現年	359,000,000	348,214,254	348,214,254	0	0	100.00	0
特別土地保有税 滞納	100,000	10,114,300	0	0	10,114,300	0.00	4
入湯税 現年	2,500,000	2,597,980	2,597,980	0	0	100.00	0
都市計画税	758,800,000	776,747,185	(58,970) 762,484,073	675,244	13,587,868	98.16	1,259
現年	755,200,000	762,199,000	(55,789) 759,005,390	0	3,193,610	99.57	518
滞納	3,600,000	14,548,185	(3,181) 3,478,683	675,244	10,394,258	23.89	741
合計	10,021,000,000	10,343,255,394	(4,921,853) 10,094,667,188	34,388,170	214,200,036	97.55	6,624
現年	9,964,000,000	10,087,819,703	(4,846,331) 10,029,177,256	0	58,642,447	99.37	2,465
滞納	57,000,000	255,435,691	(75,522) 65,489,932	34,388,170	155,557,589	25.61	4,159

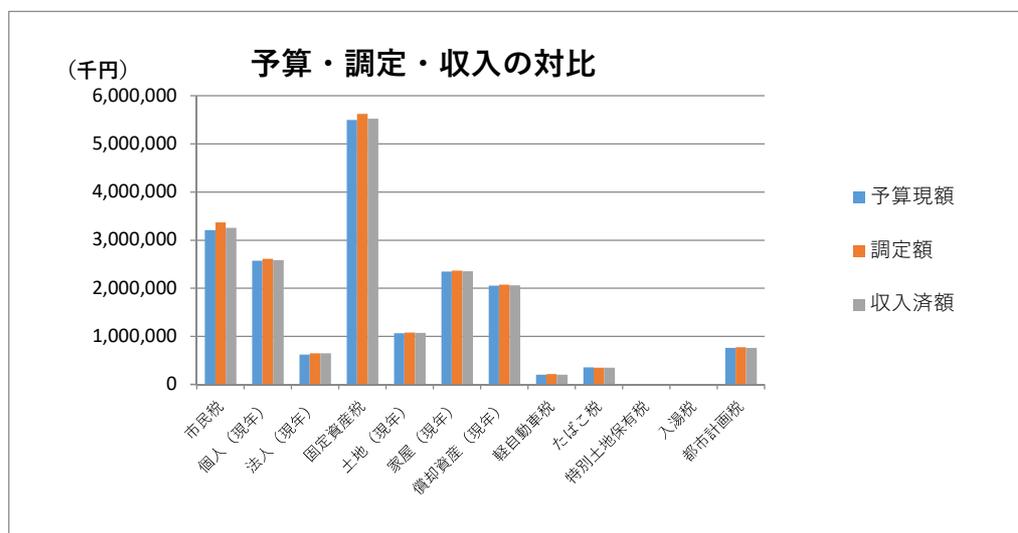
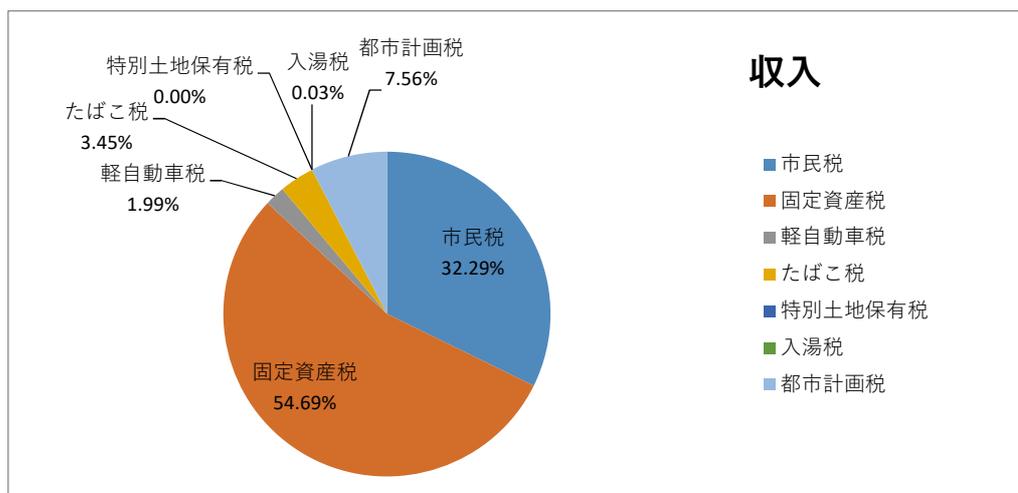
- 1 予算現額は、補正予算後の数値を記載。
- 2 () は、収入額のうち過誤納金還付未済の額。
- 3 収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で計算。
- 4 滞納件数は、納付書の通知書番号単位の集計で、市税間で同一人が重複している場合あり。
- 5 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。
- 6 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

◆税別構成割合及び予算対比

(単位：円・%)

税目	予算現額		調定額		収入済額		収入済額／予算現額対比		収納率	対前年度比 (収入)
	金額	構成比	金額	構成比	金額	構成比	増減収額	充足率		
市民税	3,205,700,000	31.99	3,367,025,950	32.55	3,258,274,400	32.29	52,574,400	101.64	96.77	91.93
個人(現年)	2,567,100,000	25.62	2,614,971,569	25.28	2,582,836,095	25.60	15,736,095	100.61	98.77	93.90
法人(現年)	615,900,000	6.15	642,021,200	6.21	641,842,100	6.36	25,942,100	104.21	99.97	83.86
固定資産税	5,495,900,000	54.84	5,621,520,965	54.35	5,517,882,333	54.69	21,982,333	100.40	98.16	100.73
土地(現年)	1,066,500,000	10.64	1,077,820,400	10.42	1,073,304,339	10.64	6,804,339	100.64	99.58	100.02
家屋(現年)	2,347,800,000	23.43	2,366,160,900	22.88	2,356,246,698	23.35	8,446,698	100.36	99.58	100.27
償却資産(現年)	2,054,300,000	20.50	2,071,489,700	20.03	2,062,810,169	20.44	8,510,169	100.41	99.58	102.29
軽自動車税	199,000,000	1.99	217,034,760	2.10	200,351,265	1.99	1,351,265	100.68	92.31	103.46
たばこ税	359,000,000	3.58	348,214,254	3.37	348,214,254	3.45	△ 10,785,746	97.00	100.00	97.58
特別土地保有税	100,000	0.00	10,114,300	0.10	0	0.00	△ 100,000	0.00	0.00	0.00
入湯税	2,500,000	0.02	2,597,980	0.03	2,597,980	0.03	97,980	103.92	100.00	102.45
都市計画税	758,800,000	7.57	776,747,185	7.51	762,425,103	7.56	3,625,103	100.48	98.16	100.12
合計	10,021,000,000	100.00	10,343,255,394	100.00	10,089,745,335	100.00	68,745,335	100.69	97.55	97.61

※収入済額、充足率及び収納率は、収入額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。



市税の決算概要

1. 総括

令和6年度の市税については、前年度に比べ調定額・収入済額ともに減少した。市税全体の収入済額は、100億8,974万円で前年度に比べ2億4,668万円の減、対前年比では2.39%の減となった。

主な要因としては、個人・法人市民税の減収によるもので、個人市民税（現年）は前年度に比べ1億6,769万円の減、対前年比では6.10%の減、法人市民税（現年）については、1億2,353万円の減、対前年比16.14%の減となった。

なお、収納率は現年分収納率99.37%で前年比0.05ポイントの増となった。

滞納繰越分収納率においては、収納率25.61%で前年比0.45ポイント増となった。

滞納額については、前年比3,728万円減の2億1,912万円となり、滞納件数については、前年比554件減の6,624件となった。

滞納処分の状況においては、不動産差押が12件、不動産参加差押が4件、預貯金差押が71件、生命保険・給与等の差押が177件、合計264件の処分を実施し、これらの処分により4,609万円を徴収した。

2. 市税の収納率向上に対する取組

① 年度当初に収納目標値を定めて収納に取り組んだ。

目標項目	目標値	令和6年度実績	令和5年度実績
現年収納率	99.31%	99.37%	99.32%
滞繰分徴収額	70,000千円	65,414千円	75,130千円
差押等件数	250件	264件	250件

② 三重地方税管理回収機構へ高額・困難案件を移管し、滞納整理を実施することで滞納繰越分の納税が進んだ。

実績	令和6年度		令和5年度	
	移管件数	18件(第1課)	332件(第2課)	23件(第1課)
徴収金額	2,671万円	4,358万円	2,593万円	3,843万円

※第1課：高額案件処理 第2課：50万円未満の案件処理

③ 納税者の多様なライフスタイルに対応できるよう、平成23年10月から開始したコンビニ収納で、休日や夜間でも納税できる環境を提供した。また、令和2年度からコンビニ収納システムを活用し、スマートフォンアプリ収納を開始した。

◎ コンビニ収納利用率の推移（スマートフォンアプリ含む）

令和6年度	令和5年度	令和4年度	令和3年度	令和2年度
36.94%	33.60%	38.22%	36.25%	36.79%

（納税通知書送付件数に対するコンビニ収納件数の割合）

◎コンビニ収納の状況（スマートフォンアプリ含む）

税 目	令和 6 年度			令和 5 年度		
	収納件数	収納金額	利用率	収納件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	6,115 件	166,868 千円	42.22%	5,530 件	186,445 千円	35.08%
固定資産税 都市計画税	12,680 件	369,439 千円	28.06%	10,707 件	362,106 千円	24.35%
軽自動車税	10,070 件	80,197 千円	54.55%	9,845 件	77,374 千円	55.03%
合 計	28,865 件	616,504 千円	36.94%	26,082 件	625,925 千円	33.60%

- ④ 平成 29 年 4 月から開始したクレジット収納により、納税者に手持ちの資金が無くても、時間帯や場所を選ばずに納税できる環境を提供した。

◎クレジット収納利用率の推移（％、千円）

令和 6 年度		令和 5 年度		令和 4 年度		令和 3 年度	
利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額	利用率	収納額
1.13	24,433	1.06	23,599	1.21	31,076	0.71	23,877

（利用率：納税通知書送付件数に対するクレジット収納件数の割合）

◎クレジット収納の状況

税 目	令和 6 年度			令和 5 年度		
	収納件数	収納金額	利用率	収納件数	収納金額	利用率
市県民税 (普通徴収)	203 件	9,208 千円	1.40%	210 件	8,479 千円	1.33%
固定資産税 都市計画税	555 件	14,193 千円	1.23%	475 件	14,022 千円	1.08%
軽自動車税	128 件	1,032 千円	0.69%	139 件	1,098 千円	0.77%
合 計	886 件	24,433 千円	1.13%	824 件	23,599 千円	1.06%

⑤ その他

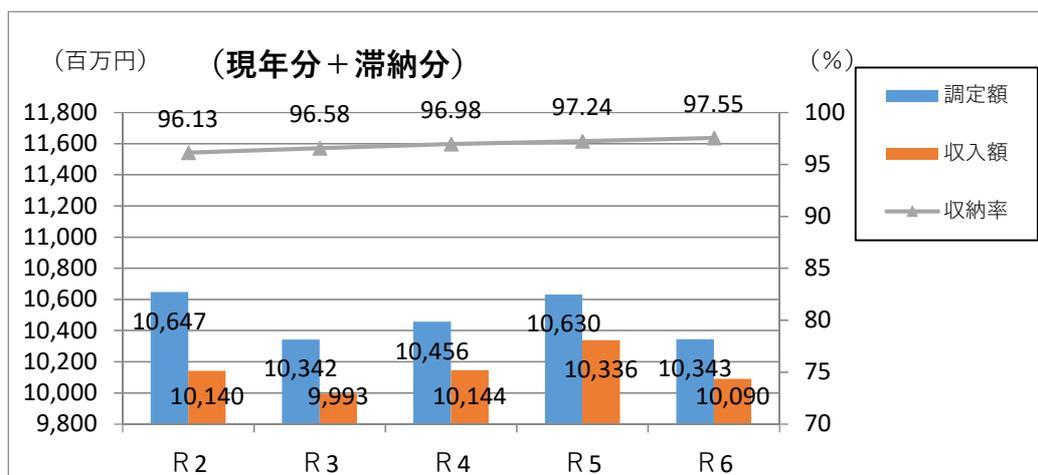
平成 21 年度から三重県及び県内 29 市町が取組を行ってきた「個人住民税特別徴収加入促進」について、平成 26 年度から、特別徴収未実施事業者に対し一斉に特別徴収の指定を行った。それにより、令和 6 年度の特別徴収加入率は 90.4% で、一斉指定前の平成 25 年度（74.4%）より 16.0 ポイント向上し、個人市民税の現年分収納率についても 98.77% となり、平成 25 年度の 97.68% から 1.09 ポイント向上し税収確保につながった。

1. 市税の状況 市税：市民税、固定資産税、軽自動車税、たばこ税、特別土地保有税、入湯税、都市計画税

【現年分＋滞納分】

(単位：千円・%)

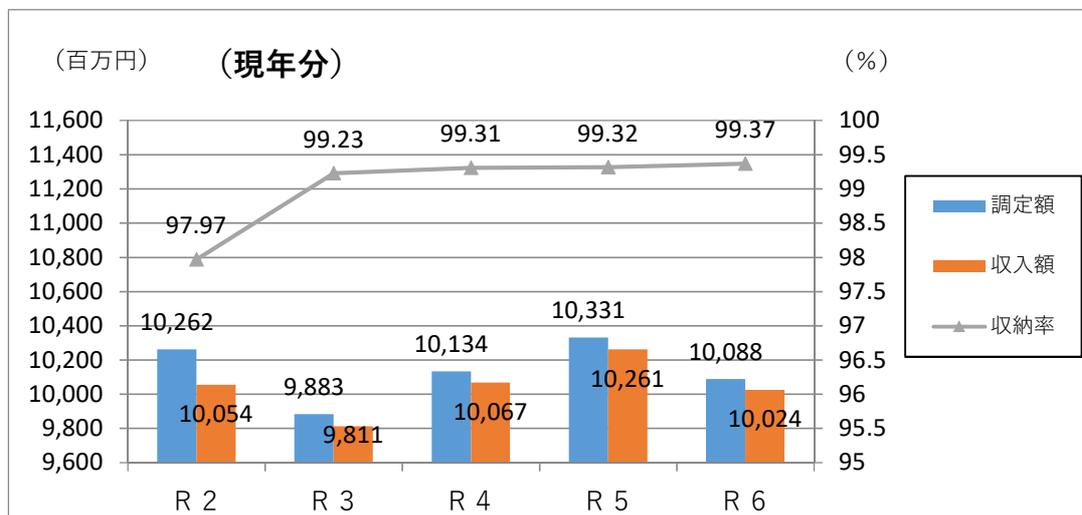
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	10,646,892	10,140,087	96.13	△ 1.00
R 3	10,342,118	9,993,367	96.58	△ 2.86
R 4	10,456,192	10,143,852	96.98	1.10
R 5	10,629,900	10,336,420	97.24	1.66
R 6	10,343,256	10,089,745	97.55	△ 2.70



【現年分】

(単位：千円・%)

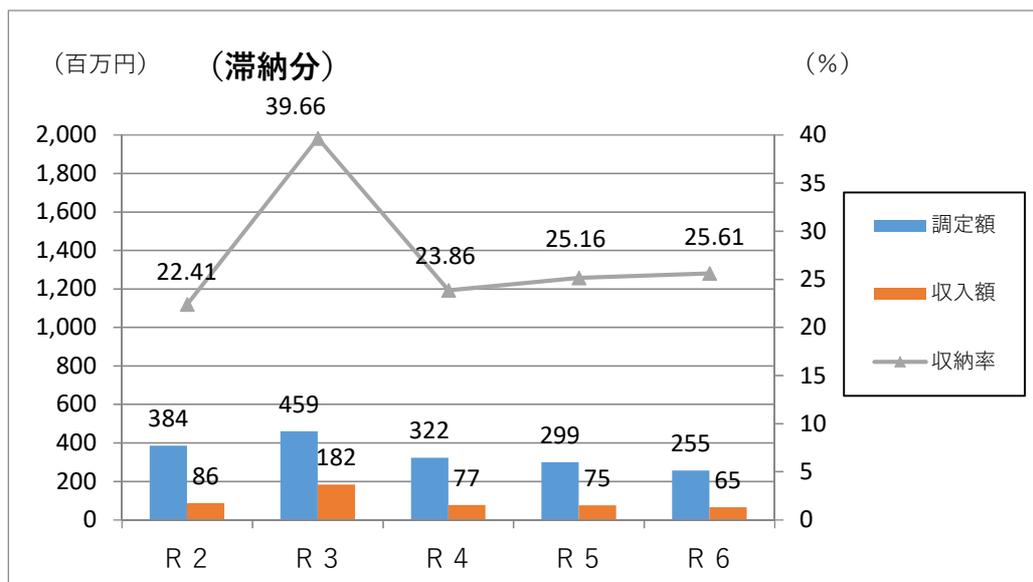
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	10,262,499	10,053,957	97.97	△ 0.75
R 3	9,882,739	9,811,172	99.23	△ 3.70
R 4	10,133,740	10,066,915	99.31	2.54
R 5	10,331,233	10,261,290	99.32	1.95
R 6	10,087,820	10,024,331	99.37	△ 2.36



【滞納分】

(単位：千円・%)

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	384,393	86,130	22.41	△ 7.18
R 3	459,379	182,195	39.66	19.51
R 4	322,452	76,937	23.86	△ 29.81
R 5	298,667	75,130	25.16	△ 7.38
R 6	255,436	65,414	25.61	△ 14.47



市税全体の現年分の調定額は100億8,782万円で、前年度に比べ2億4,341万円 (△2.36%) の減となっている。収納率は99.37%で0.05ポイントの増となっている。

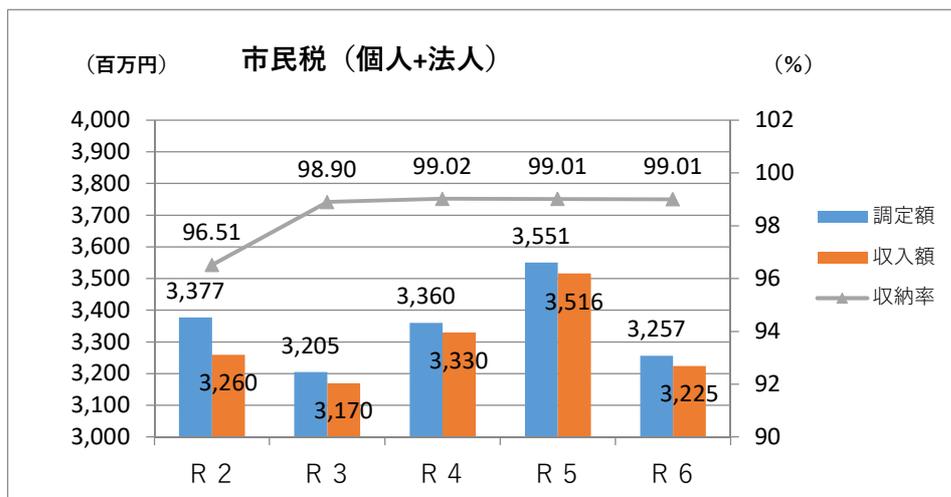
滞納分の調定額は2億5,543万円で、前年度に比べ4,323万円 (△14.47%) の減となっている。収納率は25.61%で0.45ポイントの増となっている。

2. 市民税（現年）の状況

【市民税（現年）】

（単位：千円・％）

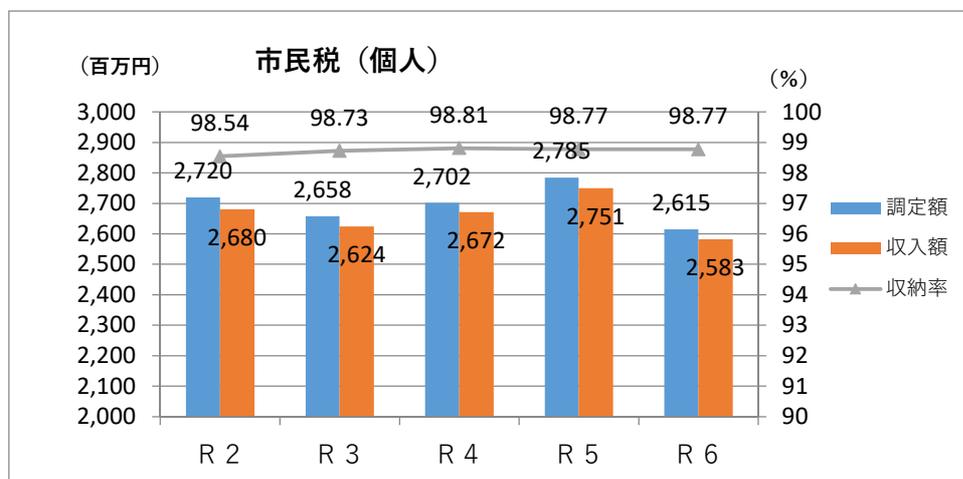
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	3,377,385	3,259,600	96.51	△ 0.45
R 3	3,205,052	3,169,841	98.90	△ 5.10
R 4	3,359,938	3,329,696	99.02	4.83
R 5	3,550,910	3,515,891	99.01	5.68
R 6	3,256,993	3,224,678	99.01	△ 8.28



【個人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

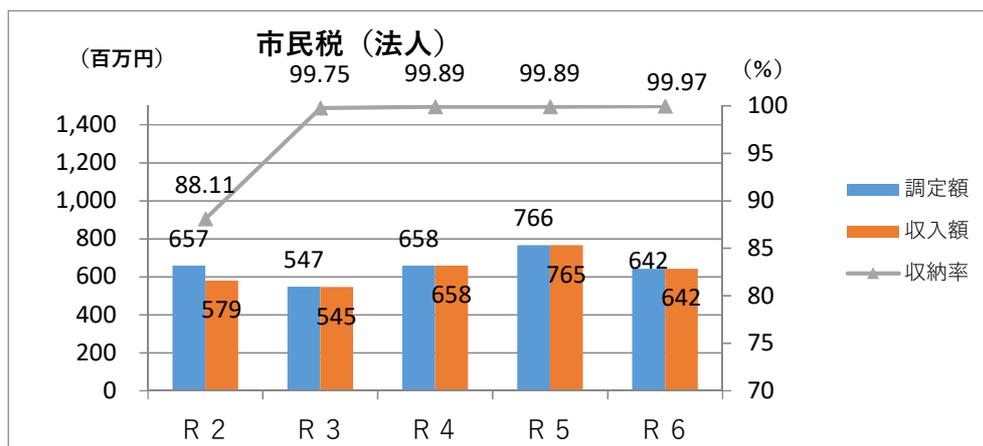
年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	2,719,910	2,680,304	98.54	1.26
R 3	2,658,328	2,624,475	98.73	△ 2.26
R 4	2,701,545	2,671,606	98.81	1.63
R 5	2,784,696	2,750,522	98.77	3.08
R 6	2,614,972	2,582,836	98.77	△ 6.09



【法人市民税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調定額	収入額	収納率	調定伸率
R 2	657,475	579,296	88.11	△ 6.94
R 3	546,724	545,366	99.75	△ 16.84
R 4	658,393	658,090	99.89	20.43
R 5	766,214	765,369	99.89	16.38
R 6	642,021	641,842	99.97	△ 16.21



個人市民税の現年分の調定額は26億1,497万円で、前年度に比べ1億6,972万円（△6.09％）の減となっている。収納率は98.77％で前年度と同率となっている。

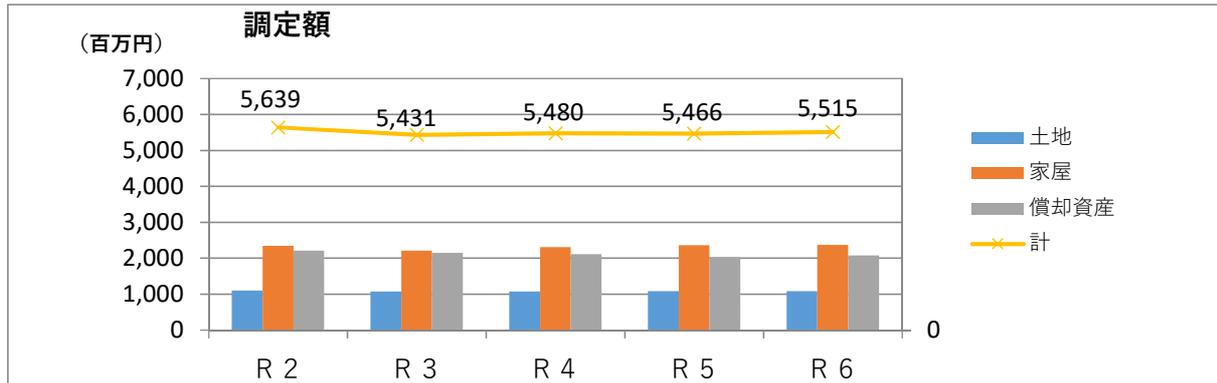
法人市民税の現年分の調定額は6億4,202万円で、前年度に比べ1億2,419万円（△16.21％）の減となっている。収納率は99.97％で0.08ポイントの増となっている。

3. 固定資産税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額				調定伸率
	土地	家屋	償却資産	計	
R 2	1,093,033	2,338,643	2,207,229	5,638,905	△ 1.26
R 3	1,072,305	2,210,438	2,147,866	5,430,609	△ 3.69
R 4	1,069,749	2,301,983	2,108,088	5,479,820	0.91
R 5	1,078,229	2,361,184	2,026,292	5,465,705	△ 0.26
R 6	1,077,820	2,366,161	2,071,490	5,515,471	0.91

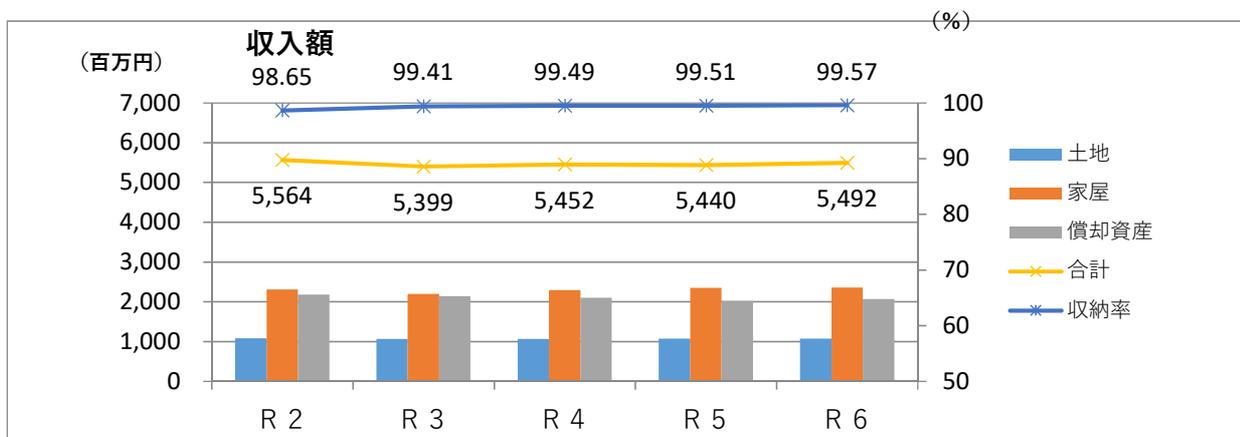


固定資産税の現年分の調定額は55億1,547万円で、前年度に比べ4,976万円の増、調定伸率は0.91%の増となった。土地は0.03%減、家屋は0.21%増、償却資産は2.23%増であった。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額				収納率
	土地	家屋	償却資産	合計	
R 2	1,078,417	2,307,371	2,177,715	5,563,503	98.65
R 3	1,066,133	2,197,715	2,135,504	5,399,352	99.41
R 4	1,064,405	2,290,484	2,097,558	5,452,447	99.49
R 5	1,073,065	2,349,875	2,016,587	5,439,527	99.51
R 6	1,073,304	2,356,247	2,062,810	5,492,361	99.57



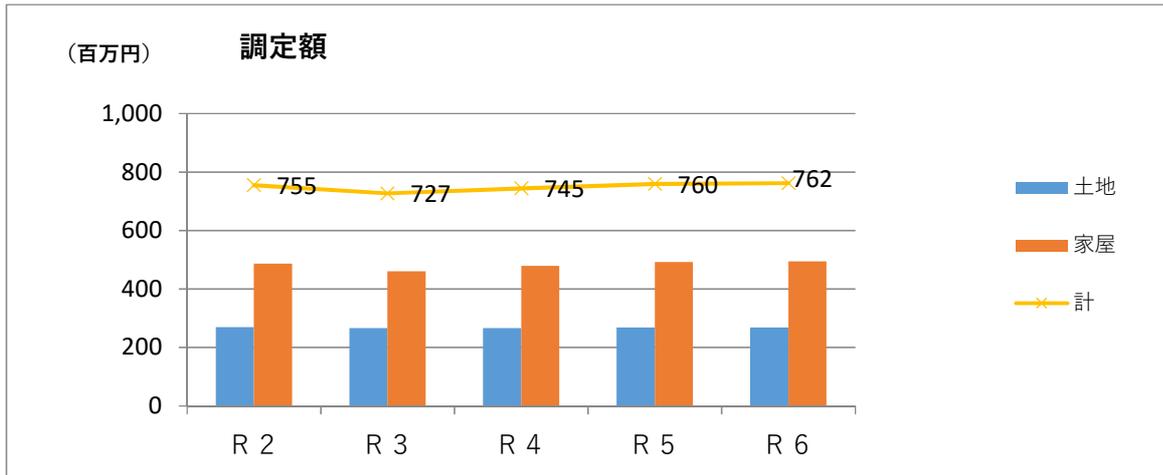
固定資産税の現年分の収入額は54億9,236万円で、前年度に比べ5,283万円の増となっている。収納率は99.57%で0.06ポイントの増となっている。収入額の前年度比は、土地が0.02%増、家屋が0.27%増、償却資産が2.29%増であった。

4. 都市計画税（現年）の状況

【調定額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	調 定 額			調定伸率
	土地	家屋	計	
R 2	269,078	486,177	755,255	1.75
R 3	266,289	460,740	727,029	△ 3.74
R 4	265,757	478,896	744,653	2.42
R 5	267,804	492,183	759,987	2.06
R 6	268,116	494,083	762,199	0.29

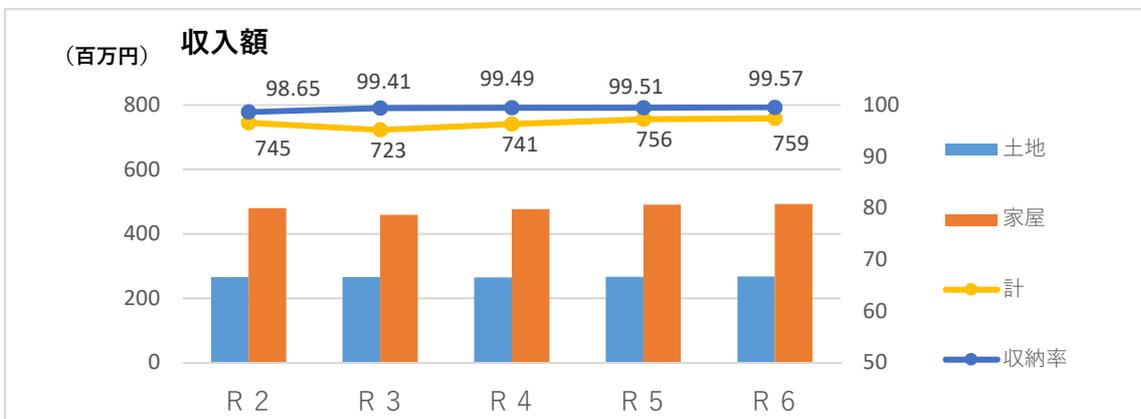


都市計画税の現年分の調定額は7億6,219万円で、前年度に比べ221万円の増となっており、調定伸び率は0.29%となっている。

【収入額（現年）】

（単位：千円・％）

年度	収 入 額			収納率
	土地	家屋	計	
R 2	265,480	479,676	745,156	98.65
R 3	264,756	458,088	722,844	99.41
R 4	264,429	476,505	740,934	99.49
R 5	266,522	489,826	756,348	99.51
R 6	266,992	492,013	759,005	99.57



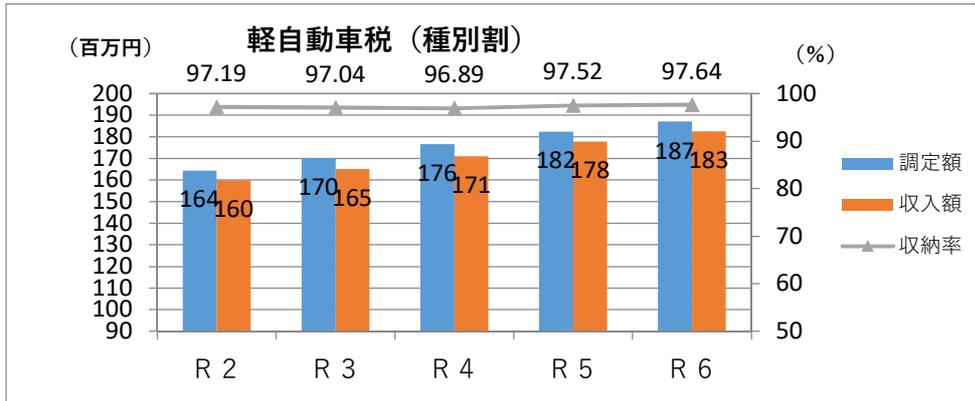
都市計画税の現年分の収入額は7億5,900万円で、前年度に比べ265万円の増となり、収納率は99.57%で0.06ポイントの増となっている。

5. 軽自動車税（現年）の状況

【軽自動車税（現年）】

（単位：千円・％）

年度	種別割				環境性能割
	調定額	収入額	収納率	調定伸率	収入額
R 2	164,428	159,801	97.19	2.98	6,617
R 3	170,151	165,111	97.04	3.48	7,322
R 4	176,486	170,994	96.89	3.72	12,028
R 5	182,294	177,774	97.52	3.29	12,163
R 6	186,981	182,570	97.64	2.57	14,589



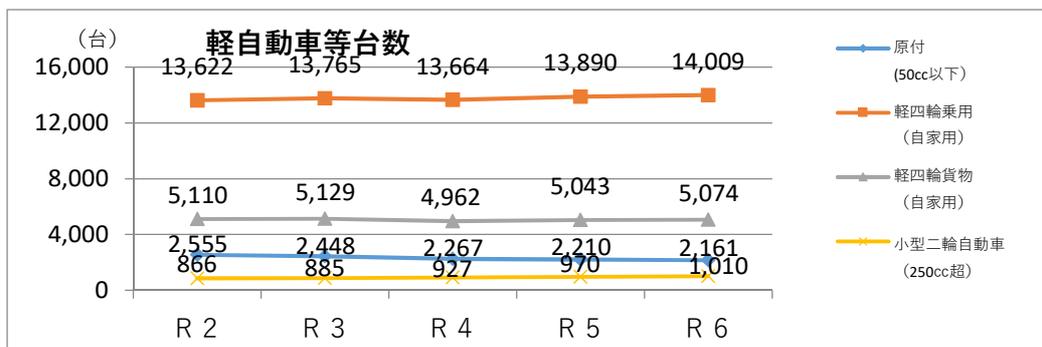
軽自動車税（種別割）の現年分の調定額は1億 8,698万円、前年度に比べ469万円（2.57％）の増となっており、収納率は97.64％で0.12ポイントの増となっている。なお、令和元年10月から軽自動車新規取得時に賦課される環境性能割を県から収納している。

【軽自動車等台数】

（単位：台）

車種		R 2	R 3	R 4	R 5	R 6
原付 (50cc以下)	(2,000円/台)	2,555	2,448	2,267	2,210	2,161
軽四輪乗用 (自家用)	(10,800円/台) * 標準税額	13,622	13,765	13,664	13,890	14,009
軽四輪貨物 (自家用)	(5,000円/台) * 標準税額	5,110	5,129	4,962	5,043	5,074
小型二輪自動車 (250cc超)	(6,000円/台)	866	885	927	970	1,010

※数値は、各年度の当初課税分の台数を使用。

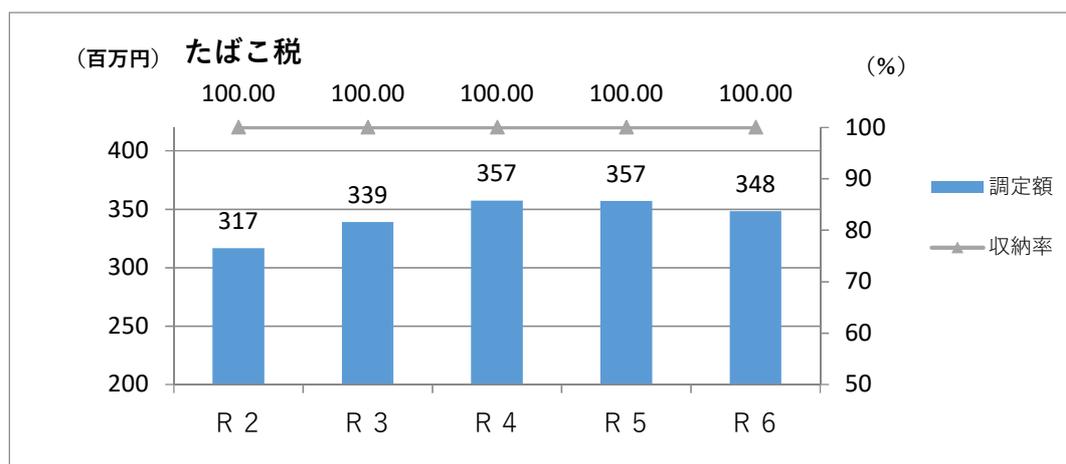


軽自動車等の台数は、軽四輪乗用（自家用）が最も多い。原付（50cc以下）は減少傾向である。小型二輪自動車（250cc超）は増加傾向である。

6. たばこ税の状況

【たばこ税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 2	316,650	100.00	△ 4.01
R 3	338,920	100.00	7.03
R 4	357,228	100.00	5.40
R 5	356,855	100.00	△ 0.10
R 6	348,214	100.00	△ 2.42

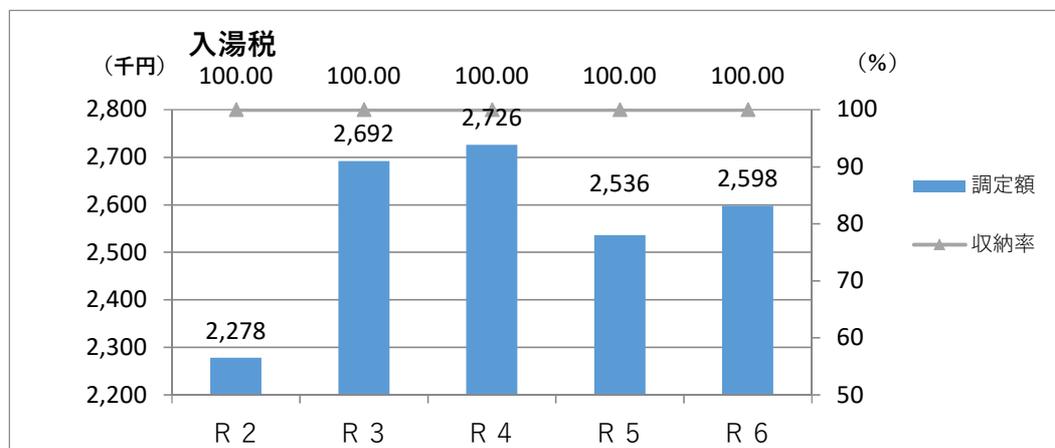


たばこ税の調定額は3億4,821万円で、前年度に比べ864万円（2.42%）の減となった。

7. 入湯税の状況

【入湯税(現年)】 (単位：千円・%)

年度	調定額	収納率	調定伸率
R 2	2,278	100.00	△ 9.03
R 3	2,692	100.00	18.17
R 4	2,726	100.00	1.26
R 5	2,536	100.00	△ 6.97
R 6	2,598	100.00	2.44



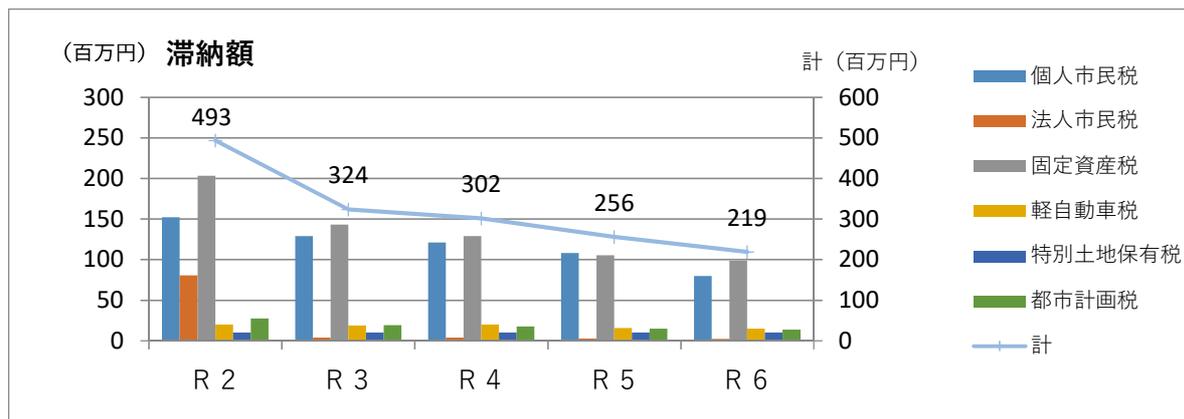
入湯税の調定額は259万円で、前年度に比べ6万円（2.44%）の増となった。

8. 滞納額の状況

【滞納額】

(単位：千円、%)

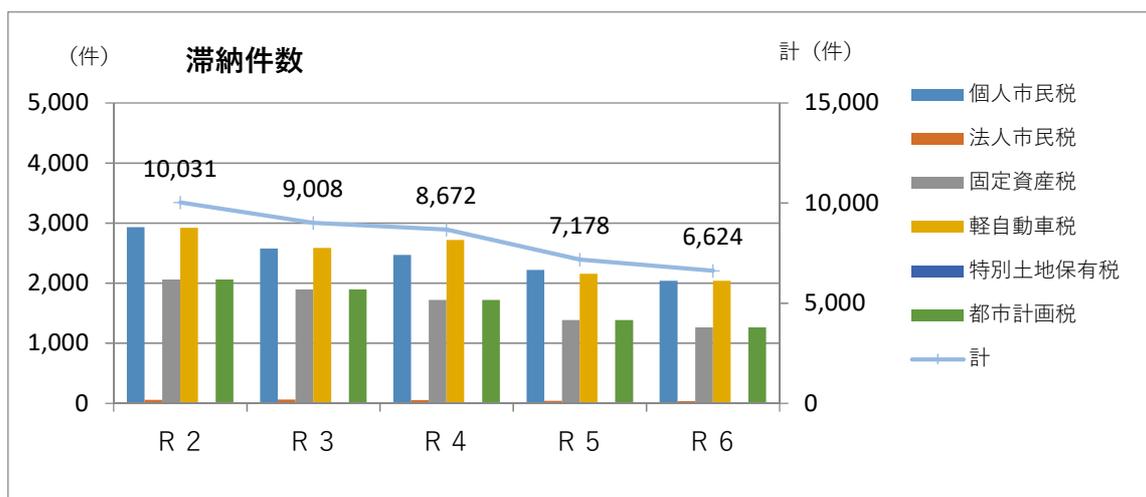
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 2	152,058	80,509	203,401	20,034	10,230	27,243	493,475	28.02
R 3	128,858	3,948	143,141	18,775	10,114	19,162	323,998	△ 34.34
R 4	121,086	3,844	129,040	19,921	10,114	17,536	301,541	△ 6.93
R 5	107,907	2,683	105,291	15,774	10,114	14,640	256,409	△ 14.97
R 6	79,780	2,105	98,752	14,723	10,114	13,647	219,121	△ 14.54



【滞納件数】

(単位：件、%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 2	2,932	56	2,058	2,922	5	2,058	10,031	△ 4.42
R 3	2,575	58	1,892	2,587	4	1,892	9,008	△ 4.87
R 4	2,467	50	1,718	2,715	4	1,718	8,672	△ 10.20
R 5	2,217	40	1,382	2,153	4	1,382	7,178	△ 17.23
R 6	2,035	32	1,259	2,035	4	1,259	6,624	△ 7.72

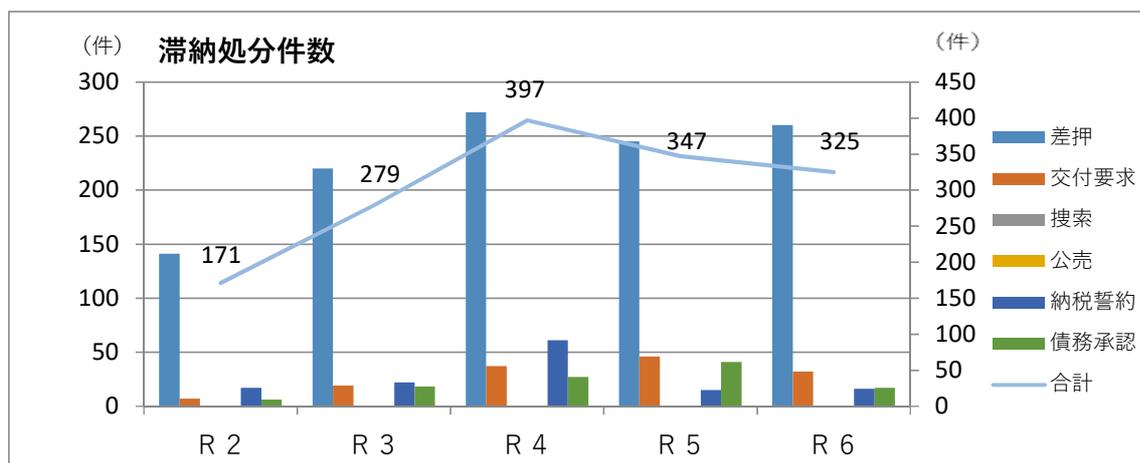


滞納繰越額は2億1912万円で、前年度に比べ3,728万円 (△14.54%) の減となっている。

9. 滞納処分の状況

(単位：件)

年度	差押	交付要求	搜索	公売	納税誓約	債務承認	合計
R 2	141	7	0	0	17	6	171
R 3	220	19	0	0	22	18	279
R 4	272	37	0	0	61	27	397
R 5	245	46	0	0	15	41	347
R 6	260	32	0	0	16	17	325



◎差押等の内訳

(単位：件)

区分	R6	R5	R4
預金	71	89	93
不動産	12	10	18
不動産参加	4	5	3
動産	0	0	0
生命保険	20	10	14
給与等	157	136	147
計	264	250	275

◎換価額 (差押に係る徴収額) (単位：千円)

年度	換価額	主な内容
R4	40,743	預金、 給与等債権
R5	35,014	預金、 給与等債権
R6	46,098	預金、 給与等債権

◎三重地方税管理回収機構の状況

(単位：件・千円)

内容	R6		R5		R4	
	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課	徴収第1課	徴収第2課
移管件数	18	332	23	307	24	250
徴収金額	26,716	43,584	25,930	38,433	54,957	37,410
機構への負担金	11,856		10,946		10,614	

滞納処分については、滞納者に対し預金や不動産などの差押や、差し押さえた物件の公売など換価を図り滞納整理を行っている。換価額4,609万円は、預金、給与等の差押によるものである。

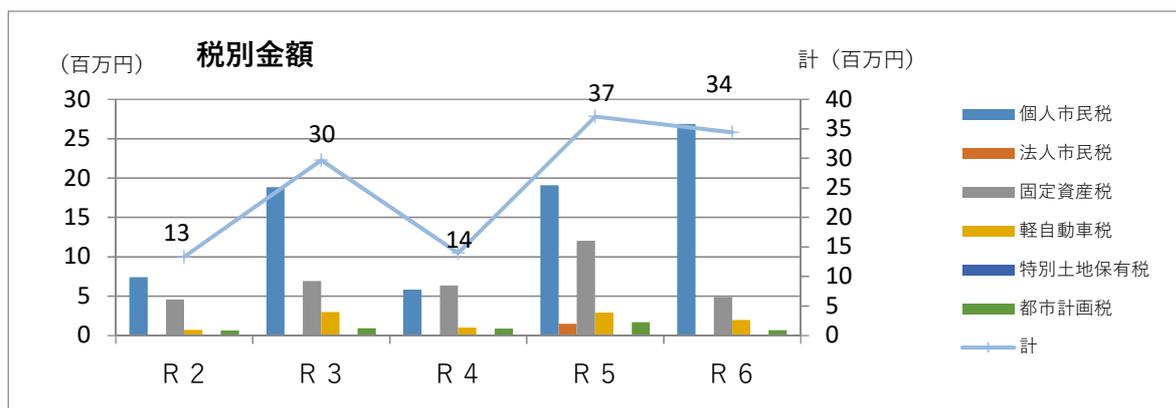
また、三重地方税管理回収機構に移管を行っており、困難事案や高額事案を取り扱う徴収第1課に18件、本税50万円以下の少額事案を取り扱う徴収第2課に332件を移管し、徴収実績は合わせて7,030万円であった。

10. 不納欠損の状況

【税別金額】

(単位：千円・%)

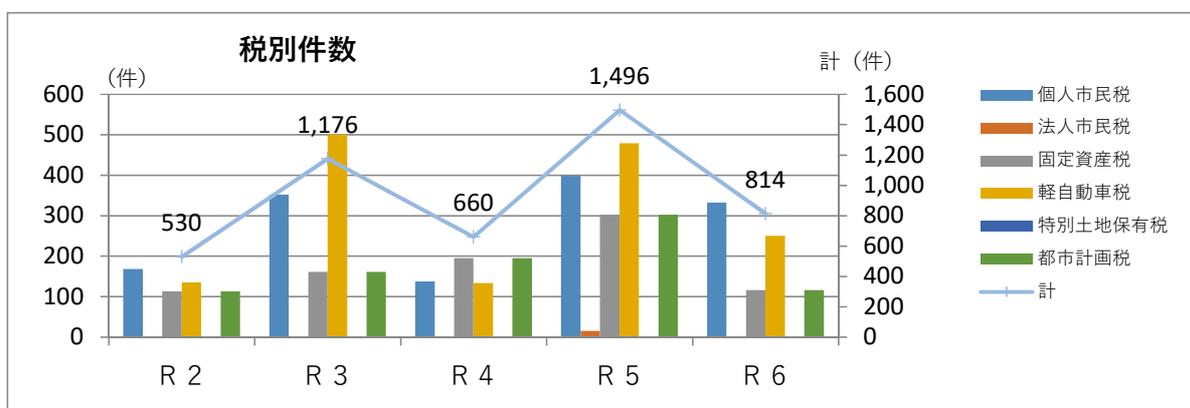
年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 2	7,409	50	4,557	703	0	610	13,329	△ 57.23
R 3	18,838	78	6,884	2,950	0	921	29,671	122.60
R 4	5,800	0	6,336	982	0	861	13,979	△ 52.89
R 5	19,065	1,454	12,011	2,870	0	1,670	37,070	165.18
R 6	26,867	0	4,886	1,960	0	675	34,388	△ 7.23



【税別件数】

(単位：件・%)

年度	個人市民税	法人市民税	固定資産税	軽自動車税	特別土地保有税	都市計画税	計	伸率
R 2	168	1	113	135	0	113	530	△ 1.49
R 3	352	2	161	500	0	161	1,176	121.89
R 4	137	0	195	133	0	195	660	△ 43.88
R 5	398	15	302	479	0	302	1,496	126.67
R 6	332	0	116	250	0	116	814	△ 45.59



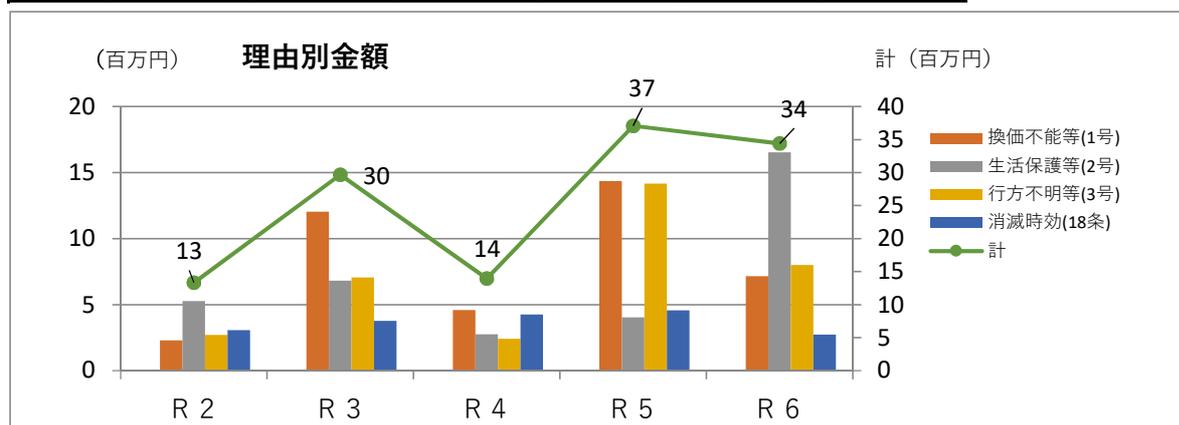
不納欠損は、金額で3,438万円、件数で814件で、前年度に比べ金額は268万円(7.23%)の減、件数は682件(45.59%)の減となっている。

このうち、税別金額において個人市民税(2,686万円)が78.13%を占め最も多くなっている。

【理由別金額】税別金額

(単位：千円・%)

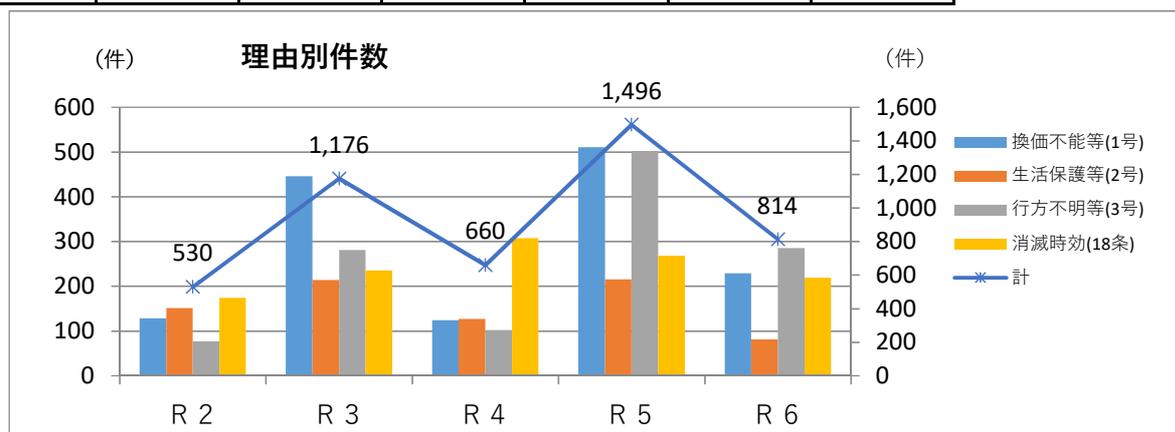
年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 2	2,286	5,260	2,707	3,076	13,329	10.95
R 3	12,036	6,813	7,062	3,760	29,671	△ 57.23
R 4	4,580	2,754	2,402	4,243	13,979	△ 52.89
R 5	14,337	4,026	14,145	4,562	37,070	165.18
R 6	7,158	16,523	7,985	2,722	34,388	△ 7.23



【理由別件数】

(単位：件・%)

年度	換価不能等(1号)	生活保護等(2号)	行方不明等(3号)	消滅時効(18条)	計	伸率
R 2	128	151	77	174	530	△ 29.30
R 3	446	214	281	235	1,176	△ 1.49
R 4	124	127	102	307	660	△ 43.88
R 5	511	215	502	268	1,496	126.67
R 6	229	81	285	219	814	△ 45.59



理由別においては、生活保護等が1,652万円で48.05%と最も多くなっている。

◆市税年度別収納状況（令和2年度～令和6年度）

（単位：円・％）

税	年	令和2年度			令和3年度			令和4年度			令和5年度			令和6年度					
		調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	調定額	収入済額	収納率	欠損額	収入未済額	滞納繰越額
市民税		3,534,815,904	(1,860,110) 3,296,649,543	93.21	3,404,240,408	(4,126,303) 3,256,644,973	95.54	3,491,196,317	(2,681,078) 3,363,147,216	96.26	3,675,249,575	(4,432,421) 3,548,573,457	96.43	3,367,025,950	(4,412,153) 3,262,686,553	96.77	26,866,660	77,472,737	81,884,890
	個人	2,872,519,204	(1,229,610) 2,714,281,243	94.45	2,806,468,208	(2,423,403) 2,661,195,873	94.74	2,828,855,317	(2,271,378) 2,704,240,716	95.51	2,905,396,375	(3,739,921) 2,782,164,190	95.63	2,722,533,417	(3,369,753) 2,619,256,953	96.08	26,866,660	76,409,804	79,779,557
	現年	2,719,909,913	(1,214,323) 2,681,518,791	98.54	2,658,327,668	(2,422,324) 2,626,897,857	98.73	2,701,544,660	(2,157,237) 2,671,606,420	98.81	2,784,696,274	(3,738,302) 2,754,260,039	98.77	2,614,971,569	(3,331,231) 2,586,167,326	98.77	0	28,804,243	32,135,474
	滞納	152,609,291	(15,287) 32,762,452	21.46	148,140,540	(1,079) 34,298,016	23.15	127,310,657	(114,141) 32,634,296	25.54	120,700,101	(1,619) 27,904,151	23.12	107,561,848	(38,522) 33,089,627	30.73	26,866,660	47,605,561	47,644,083
	法人	662,296,700	(630,500) 582,368,300	87.84	597,772,200	(1,702,900) 595,449,100	99.33	662,341,000	(409,700) 658,906,500	99.42	769,853,200	(692,500) 766,409,267	99.46	644,492,533	(1,042,400) 643,429,600	99.67	0	1,062,933	2,105,333
	現年	657,474,800	(630,500) 579,926,800	88.11	546,724,100	(1,702,900) 547,068,600	99.75	658,392,800	(409,700) 658,089,700	99.89	766,214,000	(692,500) 766,061,300	99.89	642,021,200	(1,042,400) 642,884,500	99.97	0	-863,300	179,100
	滞納	4,821,900	(2,441,500) 2,441,500	50.63	51,048,100	(48,331,300) 48,380,500	94.77	3,948,200	(816,800) 816,800	20.69	3,639,200	(347,967) 347,967	9.56	2,471,333	(545,100) 545,100	22.06	0	1,926,233	1,926,233
固定資産税		5,813,317,405	(583,808) 5,605,942,790	96.42	5,634,374,951	(633,756) 5,484,983,954	97.34	5,623,567,518	(410,572) 5,488,601,356	97.59	5,594,997,605	(549,583) 5,478,243,908	97.90	5,621,520,965	(426,730) 5,518,309,063	98.16	4,886,256	98,325,646	98,752,376
	純固定資産税	5,812,337,505	(583,808) 5,604,962,890	96.42	5,633,410,051	(633,756) 5,484,019,054	97.34	5,622,705,318	(410,572) 5,487,739,156	97.59	5,594,216,205	(549,583) 5,477,462,508	97.90	5,620,745,865	(426,730) 5,517,533,963	98.16	4,886,256	98,325,646	98,752,376
	現年	5,638,905,100	(556,028) 5,563,503,647	98.65	5,430,609,000	(633,756) 5,399,351,807	99.41	5,479,819,500	(362,536) 5,452,446,658	99.49	5,465,705,700	(513,588) 5,439,527,575	99.51	5,515,471,000	(403,711) 5,492,361,206	99.57	0	23,109,794	23,513,505
	滞納	173,432,405	(27,780) 41,459,243	23.89	202,801,051	(48,036) 84,667,247	41.75	142,885,818	(48,036) 35,292,498	24.67	128,510,505	(35,995) 37,934,933	29.49	105,274,865	(23,019) 25,172,757	23.89	4,886,256	75,215,852	75,238,871
	交付金 現年	979,900	979,900	100.00	964,900	964,900	100.00	862,200	862,200	100.00	781,400	781,400	100.00	775,100	775,100	100.00	0	0	0
軽自動車税		190,816,059	(26,100) 170,105,454	89.13	197,484,305	(73,500) 175,832,719	89.00	207,288,964	(34,100) 186,420,115	89.92	212,291,569	(84,900) 193,732,906	91.22	217,034,760	(24,000) 200,375,265	92.31	1,960,010	14,699,485	14,723,485
	環境性能割 現年	6,617,200	6,617,200	100.00	7,322,100	7,322,100	100.00	12,028,100	12,028,100	100.00	12,162,700	12,162,700	100.00	14,588,800	14,588,800	100.00	0	0	0
	種別割	184,198,859	(26,100) 163,488,254	88.74	190,162,205	(73,500) 168,510,619	88.58	195,260,864	(34,100) 174,392,015	89.29	200,128,869	(84,900) 181,570,206	90.68	202,445,960	(24,000) 185,786,465	91.76	1,960,010	14,699,485	14,723,485
	現年	164,428,400	(26,100) 159,827,525	97.19	170,150,900	(56,500) 165,111,100	97.00	176,485,500	(28,100) 170,994,207	96.87	182,294,400	(84,900) 177,859,048	97.52	186,980,800	(13,200) 182,582,700	97.64	0	4,398,100	4,411,300
	滞納	19,770,459	(17,000) 3,660,729	18.52	20,011,305	(17,000) 3,399,519	16.90	18,775,364	(6,000) 3,397,808	18.07	17,834,469	(10,800) 3,711,158	20.81	15,465,160	(10,800) 3,203,765	20.65	1,960,010	10,301,385	10,312,185
たばこ税 現年		316,650,550	316,650,550	100.00	338,919,527	338,919,527	100.00	357,228,222	357,228,222	100.00	356,855,096	356,855,096	100.00	348,214,254	348,214,254	100.00	0	0	0
特別土地保有税		10,530,400	300,000	2.85	10,230,400	116,100	1.13	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	0	10,114,300	10,114,300
	滞納	10,530,400	300,000	2.85	10,230,400	116,100	1.13	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	10,114,300	0	0.00	0	10,114,300	10,114,300
入湯税 現年		2,278,010	2,278,010	100.00	2,692,480	2,692,480	100.00	2,725,940	2,725,940	100.00	2,535,820	2,535,820	100.00	2,597,980	2,597,980	100.00	0	0	0
都市計画税		778,484,189	(78,192) 750,709,189	96.42	754,175,891	(84,844) 734,177,478	97.34	764,070,389	(55,792) 745,729,506	97.59	777,856,456	(76,417) 761,622,316	97.90	776,747,185	(58,970) 762,484,073	98.16	675,244	13,587,868	13,646,838
	現年	755,255,300	(74,472) 745,156,292	98.65	727,028,200	(84,844) 722,843,611	99.41	744,653,200	(49,264) 740,933,501	99.49	759,987,600	(71,412) 756,347,621	99.51	762,199,000	(55,789) 759,005,390	99.57	0	3,193,610	3,249,399
	滞納	23,228,889	(3,720) 5,552,897	23.89	27,147,691	(6,528) 11,333,867	41.75	19,417,189	(6,528) 4,796,005	24.67	17,868,856	(5,005) 5,274,695	29.49	14,548,185	(3,181) 3,478,683	23.89	675,244	10,394,258	10,397,439
合計		10,646,892,517	(2,548,210) 10,142,635,536	95.24	10,342,117,962	(4,918,403) 9,993,367,231	96.58	10,456,191,650	(3,181,542) 10,143,852,355	96.98	10,629,900,421	(5,143,321) 10,341,563,503	97.24	10,343,255,394	(4,921,853) 10,094,667,188	97.55	34,388,170	214,200,036	219,121,889
	現年	10,262,499,173	(2,501,423) 10,056,458,715	97.97	9,882,738,875	(4,900,324) 9,811,171,982	99.23	10,133,740,122	(3,006,837) 10,066,914,948	99.31	10,331,232,990	(5,100,702) 10,266,390,599	99.32	10,087,819,703	(4,846,331) 10,029,177,256	99.37	0	58,642,447	63,488,778
	滞納	384,393,344	(46,787) 86,176,821	22.41	459,379,087	(18,079) 182,195,249	39.66	322,451,528	(174,705) 76,937,407	23.81	298,667,431	(42,619) 75,172,904	25.16	255,435,691	(75,522) 65,489,932	25.61	34,388,170	155,557,589	155,633,111

1 特別土地保有税については、平成15年4月1日の税制改正により新たな課税は行われなくなったため滞納税のみ記載。

2 令和元年10月から軽自動車税環境性能割の賦課徴収開始。

2. 私 債 権

●令和6年度「亀山市の私債権の管理に関する条例」に基づく取組

1. 債権の管理状況

債権名 時効期間	根拠法令	取組内容
市営住宅 使用料	民法 亀山市営住宅条例	督促状、催告状の送付に加え、電話や臨戸訪問による納付催告を行っている。納付に応じない入居者に対しては、その連帯保証人に働きかけ、納付を促している。 また、高額な市営住宅使用料については、弁護士に委任し、支払督促等による債権回収を行うとともに、徴収不能となった債権については、債権放棄を行った。
5年又は10年 (5年)	民法第166条第1項 (旧民法第169条)	(実績) 月2回の臨戸訪問、年末(12月)、年度末(3月)、出納閉鎖(5月)の特別臨戸訪問徴収を実施。 督促状(191件)、催告状(34件)、電話催告(36件)、 臨戸訪問(141件)、債権放棄(8件)
水道料金	民法 亀山市水道事業給 水条例	督促、催告に加え、停水(給水停止)予告等を行った後に、月2回停水に係る臨戸訪問を行い、納付の促進を図った。 また、既に水道使用を中止し転居した料金未納者(以下「中止者」)に対しても納付催促文書及び納付書の送付を行った。 転居先等が不明な場合は、調査のうえ徴収停止を行った後、徴収不可能な債権については、債権放棄を行った。
5年 (2年)	民法第166条第1項 (旧民法第173条第 1号)	(実績) 停水の実施(121件)による納付(77件)、 中止者における納付催促(27件)による納付(15件) 徴収停止(51件)、債権放棄(55件)
医療センター 使用料・ 手数料	民法 亀山市立医療セン ター使用料 及び手数料条例	督促、催告を行い、納付の促進を図っている。また、一括の支払いが困難な場合に、債務承認、分納誓約及び財産調査の同意書を求める。平成24年度から、弁護士事務所に高額な未収債権の回収を委託している。
5年又は10年 (3年)	民法第166条第1項 (旧民法第170条第 1号)	徴収不能な債権の放棄を行い整理する。 (実績) 分納誓約(18件)、債権放棄(114件)
学校給食費	民法 亀山市学校給食費 徴収規則	令和3年度から公会計化。督促状、催告状の送付に加え、電話や臨戸訪問による納付催告を行っている。納付困難な場合は、申出により児童手当から充当を行っている。
5年	民法第166条第1項	(実績) 督促状(42件)、催告状(125件)、電話催告(153件)、 臨戸訪問(7件)

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は()

2. 庁内連携の状況

①私債権部会

債権の管理担当課の連絡調整会議（年4回開催）

- ・債権管理の取組実績及び計画の確認。
- ・強制執行、債権放棄、徴収停止などの検討状況把握。

②滞納処分等判定委員会での検討

強制執行、債権放棄、徴収停止などについて、検討・対処方針の決定。

●不納欠損について

1. 債権放棄によるもの（亀山市の私債権の管理に関する条例第8条第1項関係）

債権名	年度	2号 (破産等)	3号 (時効)	4号 (処分終結)	5号 (徴収停止)	計
市営住宅使用料	R6	0件 0円	0件 0円	0件 0円	8件 441,600円	8件 441,600円
水道料金	R6	0件 0円	0件 0円	0件 0円	55件 341,552円	55件 341,552円
医療センター 使用料・手数料	R6	60件 645,500円	0件 0円	0件 0円	54件 632,511円	114件 1,278,011円
学校給食費	R6	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円	0件 0円
合計	R6	60件 645,500円	0件 0円	0件 0円	117件 1,415,663円	177件 2,061,163円

2. 債権消滅によるもの（下記法律による）

債権名	年度	件数	金額	消滅事由	法律
水道料金	R6	5件	255,466円	法人格消滅	破産法第35条
合計	R6	5件	255,466円		

3. 滞納債権の収入状況

令和6年度滞納債権の収入状況

(単位:円・%・件)

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
強制徴収公債権	市税(税務課)	税務課	現年分	10,087,819,703	(4,846,331) 10,029,177,256	0	58,642,447	99.37	2,465
			滞納繰越分	255,435,691	(75,522) 65,489,932	34,388,170	155,557,589	25.61	4,159
			計	10,343,255,394	(4,921,853) 10,094,667,188	34,388,170	214,200,036	97.55	6,624
	国民健康保険税	市民課	現年分	769,237,100	(932,600) 723,736,620	0	45,500,480	93.96	604
			滞納繰越分	165,260,601	43,026,143	21,126,146	101,108,312	26.04	1,730
			計	934,497,701	(1,030,100) 766,762,763	21,126,146	146,608,792	81.95	2,334
	後期高齢者医療保険料	市民課	現年分	627,424,216	(874,406) 625,587,398	0	1,836,818	99.57	67
			滞納繰越分	5,242,458	2,142,105	712,552	2,387,801	40.86	74
			計	632,666,674	(874,406) 627,729,503	712,552	4,224,619	99.08	141
	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども政策課	現年分	83,569,080	83,349,980	0	219,100	99.63	12
			滞納繰越分	1,625,370	515,880	639,300	470,190	34.50	25
			計	85,194,450	83,865,860	639,300	689,290	98.10	37
	生活保護費徴収金(法第78条分)	地域福祉課	現年分	0	0	0	0	0.00	0
			滞納繰越分	2,394,105	323,164	0	2,070,941	13.50	9
			計	2,394,105	323,164	0	2,070,941	13.50	9
下水道事業受益者負担金	下水道課	現年分	68,508,370	67,331,020	0	1,177,350	98.28	104	
		滞納繰越分	5,353,440	1,302,000	524,100	3,527,340	24.32	238	
		計	73,861,810	68,633,020	524,100	4,704,690	92.92	342	
公共下水道使用料	下水道課	現年分	503,435,770	501,606,062	0	1,829,708	99.64	774	
		滞納繰越分	4,832,514	1,648,214	196,609	2,987,691	34.11	1,034	
		計	508,268,284	503,254,276	196,609	4,817,399	99.01	1,808	
小計		現年分	12,139,994,239	(6,653,337) 12,030,788,336	0	109,205,903	99.05	4,026	
		滞納繰越分	440,144,179	(75,522) 114,124,274	57,586,877	268,109,864	25.91	7,269	
		計	12,580,138,418	(6,826,359) 12,145,235,774	57,586,877	377,315,767	96.49	11,295	
非強制徴収公債権	児童扶養手当返納金	子ども政策課	現年分	288,640	170,280	0	118,360	58.99	2
			滞納繰越分	2,250,610	0	0	2,250,610	0.00	3
			計	2,539,250	170,280	0	2,368,970	6.71	4
	生活保護費返還金(法第63条分)	地域福祉課	現年分	3,888,436	3,405,594	0	482,842	87.58	1
			滞納繰越分	4,368,292	99,000	0	4,269,292	2.27	18
			計	8,256,728	3,504,594	0	4,752,134	42.45	19
	農業集落排水施設使用料	下水道課	現年分	111,957,690	111,378,820	0	578,870	99.48	166
			滞納繰越分	1,511,275	509,900	124,930	876,445	33.74	459
			計	113,468,965	111,888,720	124,930	1,455,315	98.61	625
	老人福祉費負担金	地域福祉課	現年分	17,485,155	17,485,155	0	0	100.00	0
			滞納繰越分	449,438	120,000	0	329,438	26.70	5
			計	17,934,593	17,605,155	0	329,438	98.16	5
小計		現年分	133,331,281	132,269,569	0	1,061,712	99.20	167	
		滞納繰越分	6,329,005	728,900	124,930	5,475,175	11.52	482	
		計	139,660,286	132,998,469	124,930	6,536,887	95.23	649	

種別	債権名	担当課	区分	調定額	収入済額	不納欠損額	収入未済額	収納率	滞納件数
公営住宅 使用料	建築住宅課	現年分		47,439,466	46,072,366	0	1,367,100	97.12	13
		滞納繰越分		5,462,462	2,927,017	441,600	2,093,845	53.58	14
		計		52,901,928	48,999,383	441,600	3,460,945	92.62	27
住宅新築資金等 貸付金元利収入	文化課	現年分		0	0	0	0	0.00	0
		滞納繰越分		6,430,345	4,500		6,425,845	0.07	1
		計		6,430,345	4,500	0	6,425,845	0.07	1
福祉資金貸付 金元利収入	文化課	現年分		0	0	0	0	0.00	0
		滞納繰越分		375,613	1,500		374,113	0.40	1
		計		375,613	1,500	0	374,113	0.40	1
保育所及び認 定こども園給食 費負担金	子ども政策課	現年分		35,491,540	35,357,070	0	134,470	99.62	30
		滞納繰越分		224,040	114,370	0	109,670	51.05	26
		計		35,715,580	35,471,440	0	244,140	99.32	56
水道料金	上水道課	現年分		918,257,803	914,982,388	0	3,275,415	99.64	1,467
		滞納繰越分		13,538,260	3,479,225	597,018	9,462,017	25.70	2,393
		計		931,796,063	918,461,613	597,018	12,737,432	98.57	3,860
学校給食費	教育総務課	現年分		168,533,404	167,853,902	0	679,502	99.60	176
		滞納繰越分		661,418	661,418	0	0	100.00	0
		計		169,194,822	168,515,320	0	679,502	99.60	176
医療センター 使用料・手数 料	病院総務課	現年分		1,388,274,502	1,380,447,180	0	7,827,322	99.44	130
		滞納繰越分		13,938,434	2,010,567	1,278,011	10,649,856	14.42	890
		計		1,402,212,936	1,382,457,747	1,278,011	18,477,178	98.59	1,020
小 計		現年分		2,557,996,715	2,544,712,906	0	13,283,809	99.48	1,816
		滞納繰越分		40,630,572	52,343,946	2,316,629	29,115,346	128.83	3,325
		計		2,598,627,287	2,597,056,852	2,316,629	42,399,155	99.94	5,141
合 計		現年分		14,831,322,235	(6,653,337) 14,707,770,811	0	123,551,424	99.12	6,009
		滞納繰越分		487,103,756	(75,522) 167,197,120	60,028,436	302,700,385	34.31	11,076
		計		15,318,425,991	(6,826,359) 14,875,291,095	60,028,436	426,251,809	97.06	17,085

※()は、収入額のうち過誤納金還付未済の額。

※収納率は、収入済額から過誤納金還付未済額を除いた額で算出。

※公営企業会計における収入金は、出納整理期間を想定し、3月末決算に4/1～5/31の収入額を加味した額で算出。

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間				債権回収	
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
強制徴収公債権	1	市税	税務課	・ 地方税法 ・ 亀山市税条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	2	国民健康保険税	市民課	・ 地方税法 ・ 亀山市国民健康保険条例	税債権であるため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方税法第18条第1項	地方税法第18条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	3	後期高齢者医療保険料	市民課	・ 高齢者の医療の確保に関する法律 ・ 三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例 ・ 亀山市後期高齢者医療に関する条例	・ 高齢者の医療の確保に関する法律第104条に定められた債権であるため ・ 同法第113条に「地方自治法第231条の3第3項に規定する法律で定める歳入」と規定されており、「地方税の滞納処分の例により」強制徴収することができるため定められているため	三重県後期高齢者医療広域連合の処分に基づく 〔公法上の原因〕	2年	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項	高齢者の医療の確保に関する法律第160条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	4	保育所及び認定こども園保護者負担金	子ども未来課	・ 地方自治法 ・ 児童福祉法/子ども・子育て支援法 ・ 亀山市立保育所利用者負担額等の徴収に関する条例 ・ 亀山市認定こども園条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 児童福祉法第56条第8項及び子ども・子育て支援法附則第6条第7項に「地方税の滞納処分の例により」強制徴収することができるため定められているため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	市町村が支弁する保育費用を保護者等が負担する「負担金」であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	5	児童扶養手当返還金	子ども未来課	・ 児童扶養手当法	・ 児童扶養手当法第23条第1項に定められた債権であるため ・ 同法第23条第1項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	6	生活保護費徴収金（法第78条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第78条（不正受給等徴収金）に定められた債権であるため ・ 同法第78条第4項に「国税徴収の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	7	下水道事業受益者負担金	下水道課	・ 都市計画法 ・ 亀山市公共下水道事業受益者負担に関する条例	・ 都市計画法第75条に定められた債権であるため ・ 同法第75条第5項に「国税滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	都市計画法第75条第7項	都市計画法第75条第7項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	8	公共下水道使用料	下水道課	・ 下水道法 ・ 地方自治法（附則） ・ 亀山市公共下水道条例	・ 下水道法第20条に定められた債権であるため ・ 地方自治法附則第6条第3号の規程により同法第231条の3第3項に規定する「法律で定める使用料」であり「地方税の滞納処分の例により」強制徴収できると定められているため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	亀山市	国税又は地方税の滞納処分の例による
	9	児童扶養手当返還金	子ども未来課	・ 児童扶養手当法 ・ 地方自治法	・ 同法に基づく過払手当返還請求権 ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第236条第1項に規定する債権であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	10	生活保護費返還金（法第63条分）	地域福祉課	・ 生活保護法 ・ 地方自治法	・ 生活保護法第63条に定められた債権であるため（地方自治法第231条の3第1項に定めるその他の普通地方公共団体の歳入） ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	11	農業集落排水施設使用料	下水道課	・ 地方自治法 ・ 亀山市農業集落排水処理施設条例	・ 地方自治法第225条に規定する公の施設の使用料であるため ・ 個別の法令に強制徴収に関する規定なし	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第225条に規定する使用料であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる
	12	老人福祉費負担金	地域福祉課	・ 老人福祉法	・ 老人福祉法第28条1項の費用の徴収であるため ・ 同法その他個別の法令に強制徴収に関する規定がないため	亀山市の処分に基づく 〔公法上の原因〕	5年又は10年	地方自治法第236条第1項	地方自治法第231条の3第1項に規定する歳入であるため	不要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決を受け、強制執行を申し立てる

	債権			根拠法令	債権区分の考え方	発生事由	時効期間			債権回収		
	No	債権名	担当課				時効	根拠法令	時効期間の考え方	時効の援用	執行機関	方法
私 債 権	13	公営住宅使用料	建築住宅課	・民法 ・亀山市営住宅条例	「最判昭59.12.13公営住宅判決」により、貸主と入居者との法律関係は基本的に民間の家屋賃貸契約と異なることはないと判断されており、私法上の賃貸借契約により発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(5年)※	民法第166条第1項(旧民法第169条)	私法上の賃貸借に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	14	住宅新築資金等貸付金元利収入	文化課	・民法 ・(関町住宅新築資金等貸付条例)	民法第587条(金銭消費貸借)に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項(旧民法第167条第1項)	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	15	福祉資金貸付金元利収入	文化課	・民法 ・(関町住宅新築資金等貸付条例)	民法第587条(金銭消費貸借)に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(10年)※	民法第166条第1項(旧民法第167条第1項)	私法上の金銭消費貸借契約に基づく債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	16	認定子ども園給食費負担金	子ども未来課	・民法	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(2年)※	民法第166条第1項(旧民法第173条第3号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	17	水道使用料	上水道課	・民法 ・亀山市水道事業給水条例	「最決平15.10.10水道料金判決」により、水道料金の時効は民法第173条の規定を適用し2年間と判示され、私法の適用を受ける債権のため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年(2年)※	民法第166条第1項(旧民法第173条第1号)	債権者である水道事業者が「権利を行使することが出来ることを知っている」ことから、主観的起算点である5年が原則適用される。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
	18	学校給食費	教育総務課	・民法 ・亀山市学校給食費徴収規則	民法に基づき、当事者が対等の立場で、両者の合意に基づいて契約し発生する債権であるため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年	民法第166条第1項(旧民法第173条第3号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる
19	医療センター使用料・手数料	病院総務課	・民法 ・亀山市立医療センター使用料及び手数料条例	「最判平17.11.21診療費等判決」により、公立病院において行われる診療は、私立病院において行われる診療と本質的な差異はなく、その診療に関する法律関係は本質上私法関係というべきであるとされたため	亀山市と相手方(債務者)との契約等に基づく〔私法上の原因〕	5年又は10年(3年)※	民法第166条第1項(旧民法第170条第1号)	民法の適用を受ける一般債権であるため。主観的起算点から5年間又は客観的起算点から10年間。	要	原則として裁判所	裁判所に「支払督促」や「訴えの提起」等に基づく判決などを受け、強制執行を申し立てる	

※債権発生又はその原因となる法律行為が令和2年4月1日より前の場合の時効期間は()